

# 新設分割に係る事前開示書面

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2024 年 7 月 30 日  
アーケランズ株式会社

2024年 7月 30日

新潟県三条市上須頃 445 番地  
アークランズ株式会社  
代表取締役社長（COO） 坂本 晴彦

## 新設分割に係る事前開示書面

当社は、2024年6月11日付新設分割計画書に基づき、2024年9月2日を効力発生日として、当社が展開する卸売事業に関して有する権利義務を、新たに設立するアークランドサカモト株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本新設分割に関する、会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 新設分割計画の内容

2024年6月11日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

#### 2. 分割対価の相当性に関する事項

##### （1） 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は本新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。株式数は新設会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、新会社の効率的な管理等を考慮して、この株式数が相当であると判断しております。

##### （2） 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙の新設分割計画書第8条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

#### 3. 新株予約権の内容等についての定め相当性に関する事項

該当する事項はありません。

4. 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事項はありません。

5. 本新設分割の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）以後における当社の債務及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

（1）当社の債務の履行の見込に関する事項

当社の資産の額は354,256百万円（2024年2月29日現在の貸借対照表における金額。以下、5.における資産及び負債額についても同様。）、負債の額は223,897百万円です。そして、本新設分割に際して、当社から新設会社に承継させる予定の資産の見込み額は3,559百万円、負債の見込み額は2,088百万円であるため、本新設分割が当社の財務状況に及ぼす影響は軽微であると考えられます。

また、2024年2月29日時点から本日に至るまでに当社の資産及び負債並びに新設会社から本新設分割により新設会社に承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本効力発生日までの間についても、重大な変動をもたらす事象の発生は予想しておりません。

したがって、本効力発生日以降において当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることは見込まれます。

以上の点、及び、本効力発生日以降についても当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点で予想しておりませんことから、本効力発生日以降における当社の債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

（2）新設会社の債務の履行に関する事項

上記（1）のとおり、本新設分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産の見込み額は3,559百万円、負債の見込み額は2,088百万円であることから、本新設分割後における新設会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることは見込まれます。

また、新設会社の本新設分割後の事業活動において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は、現在のところ予測されておりませんことから、本効力発生日以降における新設会社の債務については、履行の見込みがあるものと判断いたします。

なお、本効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

新 設 分 割 計 画 書

新 設 分 割 会 社 : アークランズ株式会社  
新設分割設立会社 : アークランドサカモト株式会社

令和6年6月11日



## 新設分割計画書

アークランズ株式会社（以下、「当会社」という。）は、新設分割の方法によって新たに設立するアークランドサカモト株式会社（以下、「新設会社」という。）に、当会社の卸売事業（SMD 事業部）（以下、「分割事業」という。）に関して有する権利義務を承継させる会社分割（以下、「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

（新設会社の定款で定める事項）

第1条 新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「アークランドサカモト株式会社 定款」記載のとおりとする。

（新設会社の本店所在場所）

第2条 新設会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。  
本店 新潟県三条市上須頃 445 番地

（新設会社の設立時取締役の氏名）

第3条 新設会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。  
設立時取締役 坂本 雅俊  
設立時取締役 伊藤 充  
設立時取締役 伊野 公敏

（新設会社の成立の日）

第4条 新設会社の設立の登記をなすべき日（以下、「新設会社の成立の日」という。）は、令和6年9月2日とする。但し、手続の進行上必要あるときは、当会社は、これを変更することができる。

（新設会社が当会社から承継する権利義務に関する事項）

第5条 新設会社は、本件分割により、新設会社の成立の日に別紙「承継権利義務明細表」に記載の分割事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務を当会社から承継する。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

（免責的債務引受）

第6条 前条の規定による当会社から新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

（新設会社が本件分割に際して発行する株式数）

第7条 新設会社は、本件分割に際し、普通株式 2,000 株を発行し、その全てを当会社に交付する。

（新設会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

第8条 新設会社の設立時の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。  
(1) 資本金の額 金 50,000 千円  
(2) 資本準備金の額 金 0 円

(3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第 49 条第 1 項に規定される株主資本等変動額から上記 (1) 及び (2) の額を減じて得た額

(競業禁止義務の免除)

第 9 条 当社は、新設会社の成立の日以後において、会社法第 21 条第 1 項に定める競業禁止義務を負わない。

(計画承認總會)

第 10 条 当社は、会社法第 805 条の規定に基づき、会社法第 804 条第 1 項に定める株主總會の承認を得ずに本件分割を行う。

(本計画の変更及び中止)

第 11 条 本計画作成後、新設会社の成立の日に至るまでの間において、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は明らかとなった場合、当社の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

(算定基準日)

第 12 条 当社の総資産額の算定基準日は、会社法施行規則第 207 条第 1 項柱書に従い、2024 年 7 月末日と定める。

(想定外事項)

第 13 条 本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って当社がこれを決定する。

本計画を証するため、本書を作成する。

令和 6 年 6 月 11 日

新潟県三条市上須頃 445 番地  
アークランズ株式会社  
代表取締役 坂本 晴彦



会社代表印



捺印

(別紙1)

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、アークランドサカモト株式会社と称し、  
英文ではARCLAND SAKAMOTO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用金属製品、家庭用大工道具、家具、インテリア用品及び日用品雑貨の輸出入並びに販売
2. 作業工具、測定工具及び建築資材の輸出入並びに販売
3. 園芸用品、農業用資材、農業用薬品及び肥料の輸出入並びに販売
4. 作業機械の販売と買取り
5. 衣料品、靴、装身具、喫煙具及びスポーツ用品の輸出入並びに販売
6. 住宅設備機器類、勉強部屋、プレハブ車庫・物置・倉庫及びエクステリア用品の輸出入並びに販売
7. 家庭用電気製品、情報通信機器、情報処理機器、事務用機器、電子機器用部品及び石油機器の輸出入並びに販売
8. 自動車用品、スポーツ用品、レジャー用品、手工芸用品、植木、種苗の販売
9. 観賞用植物、ペット、ペット用品及び動物医薬品の輸出入並びに販売
10. 酒類、穀物、調理食品、食料罐詰類、乳製品、菓子類、清涼飲料水、塩、その他の食料品の販売
11. 書籍、文房具、玩具の輸出入並びに販売、文書、図面のコピー作成代行並びに印刷
12. レコード、カセットテープ、ステレオその他の音響機器の販売
13. カメラその他の光学機器、フィルムその他の光学資材の輸出入並びに販売
14. 時計、貴金属、眼鏡の販売及び修理
15. 家庭用電気機械器具、コンピューター及びその関連機器、関連資材の販売及び修理
16. 金銭の貸付及びクレジットカード取扱業
17. 飲食店、レストラン、ファースト・フード販売店の経営
18. 薬局、貸店舗、文化教室及び駐車場の経営
19. 旅行の斡旋、損害保険の代理業及び生命保険募集に関する業務
20. 電気器具、レジャー用品、スポーツ用品、映写音響機器、日用大工用品、催し物用品、工具、道具、機械等のレンタル業
21. 梱包業
22. 不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理、所有及び利用

- 23. 産業廃棄物中間処理業
- 24. 福祉用具、福祉・介護用機器の販売
- 25. 燃料の販売
- 26. インターネット及び情報端末機器を利用した情報処理サービス、情報提供サービス業務
- 27. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
- 28. 自動車用消耗備品及び自転車の輸出入並びに販売
- 29. 化粧品、医薬部外品、医薬品及び医療器具の販売
- 30. 毒物、劇物の販売
- 31. 倉庫営業
- 32. 印刷出版及び広告に関する業務
- 33. 動産のリース業、割賦販売業及び金融業
- 34. 各種物品販売業に対するコンサルタント業務並びに投資に関する事業
- 35. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を新潟県三条市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、



株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(株式の売渡しの請求)

第13条 当会社の株式を相続その他一般継承により取得した者に対し、その株式を当会社に売渡すことを請求することができる。

(特定株主からの株式取得の場合の通知の不要)

第14条 当会社株式の取得について、会社法第160条第1項の決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招 集)

第 1 5 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### (議 長)

第 1 6 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

#### (決 議)

第 1 7 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

### 第 4 章 取 締 役

#### (取締役の員数)

第 1 8 条 当社の取締役は 5 名以内とする。

#### (取締役の選任方法)

第 1 9 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

第 2 0 条 取締役の任期は選任後 1 0 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (役員欠員)

第 2 1 条 取締役欠員が生じたときは、法定の員数を欠かない限りその補欠選任を延期し、又は行わないことができる。

(役付取締役)

第22条 役付取締役は、株主総会の決議により、取締役社長1名を選定する。その他に役付取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 当社は、代表取締役1名ないし2名を置く。

2 代表取締役は、取締役が1名の場合は当該取締役とし、取締役が複数いる場合は株主総会の決議により取締役の中から選定する。

(役員報酬)

第24条 取締役の報酬は年間総額40百万円を上限として、個別の金額は取締役の協議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 株主に対する剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

2 前項の他、剰余金の配当は、別途定める基準日における最終の株主又は登録株式質権者にこれを行うことができる。

## 第6章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2025年2月28日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当社の設立時取締役および設立時代表取締役は、つぎのとおりとする。

設立時代表取締役	坂本 雅俊
設立時取締役	伊藤 充
設立時取締役	伊野 公敏

(法令の準拠)

第29条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他法令に従う。

(附則の削除)

第30条 本定款第6章に定める附則は、当会社設立後最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

### 承継権利義務明細表

新設会社が当会社から承継する権利義務は、新設会社の成立の日において分割事業に属する次に記載する権利義務とする。

また、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和6年2月29日現在の貸借対照表等に計上された額を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

##### (1) 流動資産

本件事業に属する一切の流動資産。

##### (2) 有形固定資産

本件事業に属する一切の有形固定資産。

##### (3) 無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産。

##### (4) 投資その他の資産

本件事業に属する一切の投資その他の資産。

#### 2. 承継する負債

##### (1) 流動負債

本件事業に属する一切の流動負債。

##### (2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債。

#### 3. 雇用関係等

新設会社は、当社から、新設会社の設立の日において、分割事業に従事する従業員との間の雇用契約を全て承継するものとし、以後、新設会社の従業員として雇用する。

#### 4. 知的財産権

法令上承継が可能な本件事業に属する一切の知的財産権等。

#### 5. 許認可等

法令上承継が可能な本件事業に属する一切の許可、認可、承認、登録、届出等。

#### 6. 承継するその他の権利義務

本件事業に属する貸借契約、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、金銭消費貸借契約、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。